

個人住民税における寄付金税制（都道府県・市区町村以外）改正のあらまし

	改正前	平成 20 年度改正後
〔対象寄付金〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄付金 ・ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄付金 	<p>対象寄付金に、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄付金を追加</p> <p>所得税の寄付金控除の対象となる寄付金（国に対する寄付金及び政党等に対する政治活動に関する寄付金を除く）のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定</p>
〔控除方式〕	所得控除方式	税額控除方式
〔控除率〕	適用対象寄付金×税率（10%）の軽減効果	<p>都道府県指定寄付金は<u>道府県民税から4%税額控除</u></p> <p>市区町村指定寄付金は<u>市町村民税から6%税額控除</u></p>
〔控除対象限度額〕	総所得金額の25%	総所得金額の <u>30%</u>
〔適用限度額〕	10万円	<p>5千円 → <u>2千円</u></p> <p>H23年度改正 平成23年1月1日以降の寄附から適用</p>

※ 都道府県、市区町村に対する寄付金については「ふるさと納税」のページをご覧ください。